

令和7年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和8年3月6日
法人名	社会福祉法人あしーど
担当 (連絡先)	理事長 光岡芳晶 (電話:)0859-37-2125 (FAX:)0859-37-2125

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
令和7年6月25日開催の定時評議員会において、定款変更を評議員4人出席にて決議しているが、特別決議に必要な出席者数5人より不足しており、法令に基づく有効な決議が行われていなかった。 有効な決議による定款変更を改めて行い、今後は、法令に基づく適切な事務手続きを行うこと。 (根拠法令等)社会福祉法第45条の9第7項	評議員会を開催し、再度、決議を行う。	令和8年6月
貴法人の予算の執行において、補正予算が計上されていないにも関わらず、支出されている科目があった。 社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められる。予算変更の必要がある場合には、補正予算を調整し、理事会の承認を受けること。 (根拠法令等)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について2の(2)	予算の変更がある場合には補正予算を計上し、理事会にて承認を受ける。	令和8年3月

- 注) 1 「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること
2 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。
3 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。
4 是正又は改善関係書類を添付すること。